

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー大森裕一郎弁護士が国際商業会議所（International Chamber of Commerce）の若手仲裁人フォーラム（ICC YAF*）初の日本地域代表に就任

【東京発 2017年5月16日】ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）のアソシエイト大森裕一郎弁護士が、2017年4月6日付で、国際商業会議所（International Chamber of Commerce）の若手仲裁人フォーラム（ICC YAF）の日本地域代表に就任しました。ICC YAFにおいて、日本から地域代表が選出されるのは今回が初めてとなります。

大森弁護士は、2016年8月から10月まで、香港の国際商業会議所国際仲裁裁判所（ICC International Court of Arbitration）での勤務経験を有しており、今回の選出はその経験を活かしたものととなります。

また、これに伴いまして、2017年5月22日（月）、大阪にて、ICC YAFが「国際調停—海外及び国内における様々な調停制度」をテーマにセミナーを開催いたします。

<セミナー概要>

- テーマ：国際調停—海外及び国内における様々な調停制度
- 日 時：2017年5月22日（月）（午後6時00分～午後7時45分）
*午後8時45分までカクテルパーティーを予定しています。
- 参加費：無料（カクテルパーティーご参加の方は3,000円（学生は500円））
- 会 場：大阪弁護士会館 地下1階「En」（大阪市北区西天満 1-12-5）
- スピーカー（敬称略）：
 - ◇ 大森裕一郎（ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）アソシエイト、ICC YAF 日本地域代表）
 - ◇ Andrea Carlevaris（ICC 国際仲裁裁判所セクレタリー・ジェネラル（パリ））
 - ◇ ジョエル・グリアー（ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）パートナー）
 - ◇ 岡田春夫（岡田春夫総合法律事務所 代表弁護士）
 - ◇ 多田慎（大江橋法律事務所アソシエイト）
- 登録方法およびお問合せ先：
(i)お名前、(ii)ご勤務先の役職、(iii)ご勤務先の企業名、(iv)カクテルパーティー参加の有無を記載の上、2017年5月19日までに Wenny.Huang@iccasia.org（CC: yuichiro.omori@bakermckenzie.com）までご連絡ください。席は限られておりますので、満席となった場合は、先着順とさせていただきます。

※国際商工会議所 若手仲裁人フォーラム（ICC YAF）：世界最大の若手仲裁実務家の国際組織であり、10,000人を超える所属会員を誇っています。



大森 裕一郎
紛争解決グループ アソシエイト
03 6271 9542
yuichiro.omori@bakermckenzie.com

当事務所の紛争解決グループに所属。主に、国際仲裁・国際紛争においてクライアントを代理するほか、国際カルテルの調査案件等も取り扱う。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育ててきた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカ-&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカ-&マッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカ-&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカ-&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカ-&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカ-&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカ-&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカ-&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。